

# より良い種子生産に向けた取組

## ■ 管内主要農作物種子生産者 ■

(中讃農業改良普及センター 大西智司 原井則之 瀧川裕史 美馬仙治 長尾昌人  
藤井寿江 香西 宏 ○村上てるみ 渡辺悠介 西井千尋)

### ● 対象の概要

中讃普及センター管内は、県内に設置される水稻・麦類採種ほの約9割を占めており、優良種子の安定供給に重要な役割を担っている。香川県主要農作物採種事業実施要領に基づき種子生産が行われ、その指導は普及センターが中心となって行っている。

表-1 採種ほ設置状況

(単位：a)

品種	市町名	28年産	29年産	30年産	30年生産者
水稻	コシヒカリ	綾川町	820.3	773.8	458.0
	ヒノヒカリ	綾川町	2517.8	2105.6	1946.5
		まんのう町	481.1	132.7	103.8
	おいでまい	まんのう町	—	96.9	—
		琴平町	996.3	1124.9	907.0
		丸亀市	402.4	510.3	408.0
		多度津町	353.0	459.2	343.3
		水稻計	5570.8	5203.5	4166.6
	イチバンボシ	まんのう町	2382.1	2396.6	1763.3
		琴平町	456.8	416.8	251.9
		善通寺市	459.6	513.8	363.4
		多度津町	235.9	236.1	—
		麦類計	6553.8	7152.0	6402.9

### ● 課題を取り上げた理由

優良種子の生産においては、混種や種子伝染性病害虫に汚染されていない安全な種子を安定的に供給することが求められている。

近年の天候不順や種子生産者の高齢化等により、適期・適切な栽培管理ができていないほ場が増えつつある。また、混種が疑われる案件や、採種ほへの裸黒穂病胞子の飛散等の問題が発生し

ている。

種子生産者に対して、病害虫防除や混種防止対策などを指導することを通して、種子生産技術の向上と優良種子生産への意欲向上を図る必要がある。

### ● 普及活動の経過

#### 1 ほ場審査の徹底

審査時に確認すべき事項について、ほ場審査時期ごとの『ほ場審査時の確認事項』で審査員間の意識統一を図るとともに、ほ場審査前に内容を確認し、適宜時点修正を行った。



採種ほ場審査の様子

#### 2 適正管理指導

基本的な管理を含め適期の適正な管理が不十分な生産者もいるため、個別に栽培指導を行った。

栽培管理に関する資料を作成し、ほ場審査の都度、種子生産者に配布するとともに、適正管理の周知・徹底を図った。

また、種子生産者は平成29年産麦から収穫1日前までに防除履歴をJA担当者に必ず提出することになっており、適正防除の有無を防除履歴で確認した。

#### 3 異品種等混入防止対策

各種子生産者の作付品種は一般栽培も含めて1作物1品種を原則としている(農事組合法



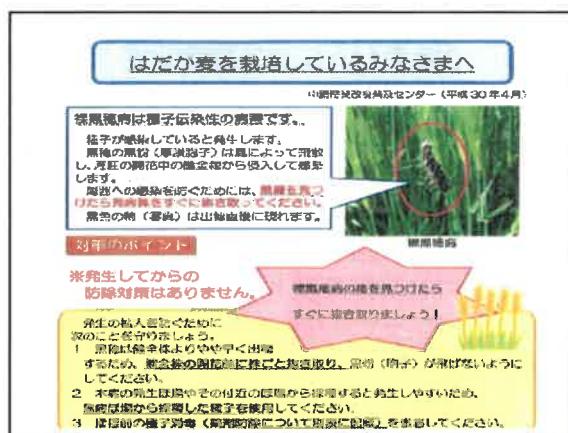
種子生産者への配布資料

人等の集団で品種ごとに専用の収穫機等を所有し混種の可能性がない場合を除く）。種子センター及び普及センターは、種子生産者が提出する採種ほ指定申請書等で機械利用状況の確認やJAの出荷実績の照合を行い、混種の可能性がないことを確認しているが、水稻において種子生産に起因する混種事故に発展しかねない事例を確認した。

また、採種ほの隣接ほ場にもち種や有色米の栽培が確認された場合は、採種ほの指定が取り消される。近年、はだかもち麦の栽培面積が増加傾向にあり、はだか麦採種ほ場からある程度距離をとる必要があるため、隣接ほ場の麦品種に留意するよう、種子生産者に注意を促した。

#### 4 より良い種子の生産

裸黒穂病に感染しやすく、周囲への胞子の飛散が懸念されるはだかもち麦品種が、「イチバンボシ」採種ほ場近隣に確認された。「イチバンボシ」採種ほ場とはある一定の距離をとることが、香川県主要農作物採種事業実施要領に定められているため、生産物審査において不合格となった。



裸黒穂病に関する資料（抜粋）

このような事態を改善するため、普及センターは関係機関と連携して30年産はだかもち麦品種生産者に優良種子生産への協力を求めるとともに、一般麦生産者にも地区ごとの麦推進大会等を通じて協力を求めた。

また、裸黒穂病に関する資料を作成し、一般麦生産における黒穂の抜き取りや種子消毒の重要性を呼びかけた。

## ●普及活動の成果

### 1 適正管理指導

平成30年度は例年なく台風の襲来が多く、出穂期以降曇雨天が続いたため、「ヒノヒカリ」と「おいでまい」種子の充実不足が心配されるなど、種子生産にとって良い条件ではなかった。しかし、生産物審査における発芽試験は問題がなく、普及センターの呼びかけに応じ、種子生産者が水稻の生育に即した適正管理を実施した結果であると考えられる。

### 2 異品種等混入防止対策

この事例を踏まえ、当該の種子生産と再発防止に向けての対策を検討するとともに、種子生産者全員に今一度『1作物1品種』の原則を周知し、異品種混入防止を意識付けることができた。

### 3 より良い種子の生産

30年産はだかもち麦生産者に協力を求めた結果、優良種子生産に対する地域の理解を得ることができた。そのため、30年播では、はだか麦採種ほ場の位置を考慮したはだかもち麦の作付と採種ほ場の設置がなされた。

## ●今後の普及活動の課題

安全な種子を安定的に供給することは、優良種子生産者の使命である。そのために、今後も種子生産者に対して、「種子を生産している」という意識付けと適正管理の実践を強く働きかけていく必要がある。

また、異品種混入防止等については関係機関と連携して迅速な対策を講じなければならない。

さらには、採種ほ場設置場所の調整や種子生産者への配慮など一般生産者にもより良い種子生産に対する理解と協力を引き続き求めていく必要がある。